

京 都 大 学 カ ウ ン セ リ ン グ セ ン タ ー 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)~(4) } (略)</p> <p>(5) ハラスメントに関する苦情の申出及び相談並びに部局相談員等からの相談等の対応</p> <p>(6) } (略)</p> <p>2</p> <p>3 カウンセリングセンターは、第1項第5号の相談等を受けた結果必要と認めるときは、担当理事、本部の事務組織(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第52条第1項に定めるものをいう。)又は関係部局に対し、必要な対応を求めることができる。</p> <p>(中 略)</p> <p>(管理運営委員会)</p> <p>第5条 カウンセリングセンターに、カウンセリングセンターの管理運営に関する重要事項を審議するため、カウンセリングセンター管理運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 総長の指名する理事</p> <p>(2) 研究科、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授 各1名</p> <p>(3) 研究所及びセンターの教授 若干名</p> <p>(4) 心理学又は精神医学の分野を担当する教授又は准教授 若干名</p> <p>(5) カウンセリングセンターの教員</p> <p>(6) <u>保健管理センターの所長</u></p> <p>(7) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(事務組織)</p> <p>第7条 カウンセリングセンターの事務は、総務部職員課及び<u>学生部学生課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 (同左)</p> <p>(1)~(4) } (同左)</p> <p>(5) } (同左)</p> <p>(6) } (同左)</p> <p>2</p> <p>3 カウンセリングセンターは、第1項第5号の相談等を受けた結果必要と認めるときは、担当理事、<u>事務本部</u>又は関係部局に対し、必要な対応を求めることができる。</p> <p>(管理運営委員会)</p> <p>第5条 (同左)</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) <u>環境安全保健機構健康管理部門長</u></p> <p>(7) (同左)</p> <p>第6条 (事務組織)</p> <p>第7条 カウンセリングセンターの事務は、総務部職員課及び<u>学務部学生課</u>において処理する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成23年4月1日から施行する。</p>